

平成31年4月15日
生活環境部廃棄物対策課
担当者 道下 博之
内線 4240
外線 076-225-1470

石川県産業廃棄物立入検査員に係る市町併任職員の 辞令交付について

今年度、新たに市町から推薦のあった市町職員に対し、産業廃棄物の不適正処理の早期発見、早期対応を図るため併任職員の辞令を交付します。

記

- 1 今年度、新たに併任職員となる市町職員数
14市町 27名
(従来からの併任職員とあわせて18市町104名となる)

【今回の併任辞令交付職員の内訳】

| 市町名 | 人数 | 市町名 | 人数 | 市町名 | 人数 | 市町名 | 人数 |
|-----|----|------|----|------|----|-----|----|
| 七尾市 | 2 | 小松市 | 4 | 輪島市 | 2 | 珠洲市 | 1 |
| 加賀市 | 1 | 羽咋市 | 2 | かほく市 | 1 | 白山市 | 5 |
| 能美市 | 1 | 野々市市 | 1 | 津幡町 | 2 | 内灘町 | 1 |
| 志賀町 | 3 | 中能登町 | 1 | | | | |

合計14市町 27名

- 1) 平成15年度から市町職員の併任制度を開始し、平成18年度からは金沢市を除く全市町に配置。
- 2) 金沢市は中核市であることから、産業廃棄物に係る立入検査権限を有しており、併任辞令の対象としない。

2 辞令交付式

- ・日 時 平成31年4月17日(水)午後1時30分から
 - ・場 所 石川県庁行政庁舎14階 1408会議室
 - ・辞令交付者 生活環境部長
- *辞令交付式の出席予定者数：13市町 22名

3 市町併任職員による「産業廃棄物立入検査員」の主な業務

- (1) 産業廃棄物に係る立入検査
- (2) 管内の不適正処理に係る情報収集と県への通報

4 期待される効果

市町職員に対し併任職員の辞令を交付することにより、県職員と相互に連携し、市町の固有事務である一般廃棄物に限られることなく、産業廃棄物に対する対応が可能となり、廃棄物の適正処理の推進が図られる。